

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002. 10. 30 (水)

No. 14

市教委交渉の結果をお知らせします



十月十五日(火)、市教委教育委員
員会室にて来年度当初人事に関する
団体交渉が行われました。

市教組側から松岡副執行委員長は
じめ9名の参加、市教委側からは望
月教職員課長ほか3名の出席です。
市教組からの「本人の意思を尊重
した納得と合意に基づいた民主的人
事を」との要求に、「県の方針・細
部事項に基づいて行う。個々の意向
に拘束されるものではない。」とし

つつも、左に掲げたように、一律、
機械的に行うものではないことを
確認しました。

また、政令市になる来年度以降
の動きについては、「政令市にな
るとさいたま市内の交流にむかっ
ていくであろう。当面は変わらな
いが、ゆくゆくは、さいたま市と
しての壁が高くなっていくだろ
う。」とのコメントでした。

来年度人事はこうなる!

「基本的には、全部、昨年と同じ」

「先生方の意向を無視してやることはない」

「七年は原則だが、個々に確認した上で、そ
れぞれ対応していきたい。」
「ケースバイケースで!」

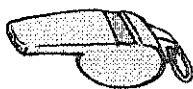


「一般企業のような人事をやっていくというスタンスではない」

【要求①】
本人の意思を尊重した、納得・合意に基づいた民主的
人事を行うこと。

【回答】
「先生方の意向を無視してやることはない。『三市書く、順位性はない』というのは昨年同様だが、昨年度の実績を見て判断してほしい。一般企業のような人事をやっていくというスタンスではない。」

「意向聴取を十分行うよう校長を指導している」



【要求②】
調書の記入事項及び校長によるヒヤリングに基づき、教職員の意向を十分把握してこれを尊重すること。

【回答】
「各個人の意向に拘束されるものではないが、意向聴取を十分に行うよう校長を指導している。また市教委も校長を通して意向聴取している。」

「進捗状況・意向打診を全く校長が行わなかったら連絡してほしい」

【要求③】

学校長は調査提出後から内示までの間に、本人の希望の進捗状況等についてきめ細かに状況を伝えるよう指導すること。また、本人からのヒヤリングに基づく意

向打診を十分に行うよう指導すること。その際、打診はブロック名や学校名で行うこと。

【回答】
「意向聴取を十分行うよう指導しているが、応諾や了承を求めるものではない。また、ブロック名や学校名での打診は行わない。」
「校長が進捗状況を全く伝えない、意向打診を全く行わないなど、校長から声がかからない場合は市教委に連絡してほしい。」

「七年は原則だが... ケースバイケースで!」

【要求④】

「同一校在職十年以内に異動を行う」とある以上、来年度人事異動は七年度から十年次での異動促進であることとを明らかにすること。」
「今年七年度で、来年中三を卒業させてから異動した場合などは柔軟に!」

【回答】
「七年以上は異動を原則とする」ことも、来年度の方針です。」
「七年以上は異動が原則だが、今年七年度で来年中三という場合などは、個々に確認した上でそれぞれ対応していきたい。ケースバイケースで。校長とよく話をしてほしい。」

与野地区(中)は同一ブロック内の異動可

【要求⑤】

さいたま市自体が広域であることを考慮し、昨年度よ

りもブロック数を増やすこと。少なくとも(昨年並みを)堅持するとともに、事情によっては現任ブロック内での異動を認めること。

【回答】
「ブロック数、ブロックの記入の仕方は昨年同様。与野についても昨年同様である。」

【要求⑥】
調書の記入について。異動希望校及びその理由または異動が困難な学校名の記入を認め、異動地欄への記入は一市または二市の記入も認めること。

【回答】
「異動地欄には三市記入してほしい。理解と協力を。空欄の場合は一任とみなす。」
「特記事項欄には異動した理由、異動が困難な理由を書いて差し支えない。希望校の記入があっても受け取るよう指導している。」
「あの学校にはいここがいるので...」などの、異動困難な学校名が書いてあると助かる場合もある。」と答えました。

10番教組連
人事は下さい。
さいたま市
641-6763